

第4次少子化社会対策大綱の施策に関する数値目標の進捗状況

2022年7月1日時点

項目	目標 ^(注1)	足元値	(参考) 大綱策定時 ^(2020年5月29日) の直近値
子育て支援			
認可保育所等の定員 ^(注2)	2021年度～2024年度末までに約14万人分増	320万人 (2021年4月1日) ^(注3)	306万人 (2019年4月1日) ^(注3)
うち3歳未満児	2021年度～2024年度末までに約8万人分増	129万人(実績) (2021年4月1日) ^(注4)	123万人(実績) (2019年4月1日) ^(注4)
保育所待機児童数	できるだけ早く解消を目指す	5,634人 (2021年4月1日)	16,772人 (2019年4月1日)
新・放課後子ども総合プラン (一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備)	1万か所以上で一体型の実施を目指す (2023年度末)	5,885か所 (2021年5月)	5,361か所 (2019年5月)
放課後児童クラブ	152万人 (2023年度末)	約135万人 (2021年5月)	約130万人 (2019年5月)
放課後子供教室	全小学校区での実施を目指す (2023年度末)	18,031教室 (2020年11月)	19,260教室 (2019年11月)
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	解消を目指す (2021年度末)	13,416人 (2021年5月)	18,261人 (2019年5月)
利用者支援事業 ^(注5)	3,600か所 (2024年度)	3,035か所 (2021年度)	2,278か所 (2018年度)
地域子育て支援拠点事業 ^(注5の2)	10,200か所 (2024年度)	7,856か所 (2021年度)	7,431か所 (2018年度)
一時預かり事業(幼稚園型を除く) ^{(注6)(注6の2)}	延べ924.3万人 (2024年度)	延べ332万人 (2020年度確定ベース) ^(注6の4)	延べ479万人 (2018年度確定ベース)
ファミリー・サポート・センター事業 ^(注6の3)	1,150市町村 (2024年度)	971市町村 (2021年度)	890市町村 (2018年度確定ベース)
病児保育 ^{(注7)(注6の2)}	延べ207.5万人 (2024年度)	延べ97万人 (2020年度確定ベース) ^(注6の4)	延べ101万人 (2018年度確定ベース)
延長保育 ^(注6の2)	122.3万人 (2024年度)	90万人 (2020年度) ^(注6の4)	107万人 (2018年度)
短期入所生活援助事業(ショートステイ) ^{(注8)(注6の2)}	18.6万人 (2024年度末)	延べ17.3万人 (2020年度実績) ^(注6の4)	延べ9.6万人 (2018年度実績)
夜間養護等事業(トワイライトステイ) ^{(注9)(注6の2)}	9.8万人 (2024年度末)	延べ8.3万人 (2020年度実績) ^(注6の4)	延べ5.0万人 (2018年度実績)
養育支援訪問事業	全市町村での実施を目指す (2025年)	1,529市町村 (2019年4月1日)	1,476市町村 (2017年4月1日)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数 ^(注10)	全小児医療圏 (2025年)	311(全国336中) (2020年4月1日)	320(全国335中) (2019年4月1日)
地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備			
地域と学校が連携・協働する体制の構築 ^(注11)			
地域学校協働本部の整備率	全ての小中学校区において 地域学校協働活動を推進 (2022年度)	65.1% (2021年度)	50.5% (2019年度)
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入率	全ての公立学校において コミュニティ・スクールを導入 (2022年度)	33.3% (2021年度)	21.3% (2019年度)
地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合	改善 (2022年度)	28.1% (2020年度)	34.2% (2016年度)
「食育」に関心を持っている国民の割合	90%以上 (2025年度)	79.6% (2022年3月公表)	76.0% (2019年3月公表)
ひとり親家庭への支援			
高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・福祉事務所設置町村 (2025年度)	95.5% (2020年度)	96.6% (2018年度)
自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・福祉事務所設置町村 (2025年度)	93.8% (2020年度)	95.1% (2018年度)

市町村子ども家庭総合支援拠点	全市町村に設置 (2022年度)	716か所(635自治体) (2021年4月)	332か所(283自治体) (2019年4月)
要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	100% (2025年)	88.9% (2019年4月調査時点)	87.3% (2018年2月調査時点)
里親等委託率(3歳未満)	75% (2024年度末)	25.0% (2020年度末時点)	—
里親等委託率(乳幼児)	75% (2026年度末)	29.3% (2020年度末時点)	—
里親等委託率(学童期以降)	50% (2029年度末)	21.1% (2020年度末時点)	—
特別養子縁組の成立件数	年間1,000件 (2024年度末)	693件 (2020年)	616件 (2017年)
里親等委託率(学童期以降)	50% (2029年度末)	21.1% (2020年度末時点)	—
特別養子縁組の成立件数	年間1,000件 (2024年度末)	693件 (2020年)	616件 (2017年)
理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	低下 (2025年)	56.3% (2015年)	56.3% (2015年)
理想の子ども数が3人以上の方で理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合(注12)	低下 (2025年)	69.8% (2015年)	69.8% (2015年)
結婚・妊娠・出産			
若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合	全ての世代と同水準を維持 (2024年度まで)	15~34歳の割合: 97.0% 全ての世代の割合: 96.4% (2022年1月~3月期平均)	15~34歳の割合: 96.3% 全ての世代の割合: 95.8% (2020年1月~3月期平均)
フリーターの数	114万人 (2025年)	137万人 (2021年)	138万人 (2019年)
ジョブ・カード取得者数(累計数)	300万人 (2020年)	305.8万人 (2022年3月末(速報値)) (確定は9月(予定))	243.5万人 (2020年1月末【速報値】)
結婚希望実績指標(注13)	80% (2025年)	67% (2020年)	68% (2015年)
乳児家庭全戸訪問事業	全市町村 (2025年)	1,739市町村 (2019年4月1日)	1,734市町村 (2017年4月1日)
性と健康の相談センター(注14)	全都道府県・指定都市・中核市 (2025年度)	84都道府県市 (2021年8月1日)	76都道府県市 (2019年7月1日)
妊産婦死亡率	2.8(出産10万対) (2025年)	2.7(出産10万対) (2020年)	3.3(出産10万対) (2018年度)
夫婦子ども数予定実績指標(注15)	95% (2025年)	93% (2015年)	93% (2015年)
夫婦子ども数予定実績指標(若い世代)(注16)	80% (2025年)	77% (2015年)	77% (2015年)
妊娠・出産について満足している者の割合	85.0% (2024年度)	82.6% (2020年度)	82.8% (2017年度)
人生設計(ライフプラン)について考えたことがある人の割合	向上 (2025年)	53.9% (2019年3月)	53.9% (2019年3月)
働き方			
第1子出産前後の女性の継続就業率	70% (2025年)	53.1% (2015年)	53.1% (2015年)
女性(25~44歳)の就業率	82% (2025年)	78.6% (2021年)	77.7% (2019年)
男性の育児休業取得率	30% (2025年)	12.65% (2020年度)	6.16% (2018年度)
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率(注17)	80% (2025年)	58.7% (2018年)	58.7% (2018年)
6歳未満の子供をもつ男性の育児・家事関連時間	1日あたり2時間30分 (2020年)	1日あたり83分 (2016年)	1日あたり83分 (2016年)
週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合(注18)	5% (2025年)	8.8% (2021年) ※週労働時間60時間以上の雇用者の割合については、5%(2021年)	10.9% (2019年)
テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合(注19)	15.4% (2020年)	24.5% (2021年)	9.8% (2019年)
年次有給休暇取得率	70% (2025年)	56.6% (2020年)	52.4% (2018年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業 (2025年)	64.2% (2021年)	64.0% (2019年)
くるみん取得企業(注20)	4,300社 (2025年)	3,801社 (2022年3月末)	3,312社 (2020年3月末)

地域・社会			
地域評価指標等を活用して「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む都道府県数	全都道府県 (2020～2024年度累計)	19団体 (2021年10月末時点)	—
子育て世帯における子育て支援パスポートの認知度	30% (2025年)	22.7% (2019年3月)	22.7% (2019年3月)
マタニティマークの認知度	65.0% (2024年度)	58.1% (2018年度)	58.1% (2018年度)
ベビーカーマークの認知度	50.0% (2025年)	47.1% (2021年7月)	38.7% (2019年11月)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	28% (2020年)	17% (2018年度)	17% (2018年度)
子育てのバリアフリー(道路・施設)			
特定道路(注21)におけるバリアフリー化率	70% (2025年度)	67% (2020年度末)	63% (2018年度末)
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	100% (2025年度末)	98.8% (2021年度末)(注26)	98.7% (2018年度末)(注26)
旅客施設(注22)のバリアフリー化率	100% (2025年度)	94.5% (2020年度)(注27)	90.4% (2018年度)(注26)
園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合(注24)	約70% (2025年度)	約64% (2020年度末)	約63% (2019年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物(注23)のバリアフリー化率	約67% (2025年度)	62% (2020年度)	60% (2018年度)
子育てのバリアフリー(公共交通関係)			
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合(注25)	約70% (2025年度)	48.6% (2020年度)	73.2% (2018年度末)(注26)
ノンステップバスの導入割合	約80% (2025年度)	63.8% (2020年度)	58.8% (2018年度末)
リフト付きバス等の導入割合	約25% (2025年度)	5.8% (2020年度)	5.1% (2018年度末)
バリアフリー化された貸切バスの導入台数	約2,100台 (2025年度)	1,975台 (2020年度)	1,013台 (2018年度末)
バリアフリー化された旅客船の導入割合	約60% (2025年度)	53.3% (2020年度)	46.2% (2018年度末)
バリアフリー化された航空機の導入割合	100% (2025年度)	99.7% (2020年度)	98.2% (2018年度末)
福祉タクシーの導入台数	約90,000台 (2025年度)	41,464台 (2020年度)	28,602台 (2018年度末)
結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	50% (2025年)	33.0% (2022年3月)	45.2% (2019年3月)
<p>(注1) 本大綱の策定後に、他の閣議決定等で各項目の数値目標が更新された場合は、それを踏まえた最新の数値目標を公表する。また、各数値目標の進捗のフォローアップは、最新の数値目標を踏まえて行う。</p> <p>(注2) 認可保育所等とは、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地方公共団体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等をいう。</p> <p>(注3) 企業主導型保育事業については、調査対象年の3月31日時点における4月1日受け皿見込み。</p> <p>(注4) 企業主導型保育事業については除く。</p> <p>(注5) 前回大綱における数値目標は、基本型・特定型(国庫補助事業)の実施箇所数。本大綱における数値目標は、市町村計画を踏まえ、地方単独事業を含む利用者支援事業全体の実施箇所数。</p> <p>(注5の2) 前回大綱における数値目標は、地域子育て支援拠点事業(国庫補助事業)の実施箇所数。本大綱における数値目標は、市町村計画を踏まえ、地方単独事業を含む地域子育て支援拠点事業全体の実施箇所数。</p> <p>(注6) 幼稚園において在園児を対象として行っている幼稚園型を除く一時預かり事業であり、主に地域の子供(非在園児)を対象とするもの。</p> <p>(注6の2) 前回大綱における数値目標は、利用児童数。本大綱における数値目標は、市町村計画を踏まえ、受け入れ可能児童数。</p> <p>(注6の3) 前回大綱における数値目標は、ファミリー・サポート・センター事業(国庫補助事業)の実施箇所数。本大綱における数値目標は、市町村計画を踏まえ、地方単独事業を含むファミリー・サポート・センター事業全</p> <p>(注6の4) 足元値は利用児童数の数値を計上している。</p> <p>(注7) 病後児の保育を含む。</p> <p>(注8) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。</p> <p>(注9) 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。</p> <p>(注10) 2024年より小児救急医療圏から小児医療圏として整理される予定。</p> <p>(注11) 第三期教育振興基本計画(2018～2022)に基づき、地域学校協働本部の整備やコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入など、学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築を目指すもの。</p> <p>(注12) 予定子ども数が理想子ども数より少ない夫婦のうち、理想子ども数が3人以上で予定子ども数が2人以上の夫婦が、理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。</p> <p>(注13) 結婚の希望(既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。)と、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間(5年間)経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計(A)」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合(B)」の比率(=B/A)を算出。</p> <p>(注14) 令和3年度までは「不妊専門相談センター」。</p> <p>(注15) 夫婦の平均予定子ども数(完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均)に対する完結出生児数(結婚持続期間15～19年の夫婦の子供数)の比率。</p> <p>(注16) 結婚持続期間5～9年の夫婦の平均予定子ども数(当該夫婦が調査対象であった期間の結婚持続期間0～4年及び5～9年夫婦の平均)に対する平均出生子ども数(結婚持続期間5～9年の夫婦の子供数)の比。</p> <p>(注17) 配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上以上の休み(年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合。</p> <p>(注18) 非農林業雇用者(休業者を除く)のうち週間就業時間(年平均結果)40時間以上の者に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合。</p> <p>(注19) 雇用型就業全体のうち、勤務先に「テレワーク制度等が導入されている」と回答した雇用型テレワーカーの割合。</p> <p>(注20) 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。</p> <p>(注21) 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、指定された道路。「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号、令和3年4月1日施行)において、道路約4,450kmに拡大した新たなバリアフリー整備目標が定められたことを踏まえ、数値目標を更新。</p> <p>(注22) 鉄軌道駅、バスターミナルについては1日当たりの平均利用者数が3千人以上の旅客施設と2千人以上3千人未満で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設。旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルについては1日当たりの平均利用者数が2千人以上の施設を原則として全て。「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号、令和3年4月1日施行)において、新たなバリアフリー整備目標が定められたことを踏まえ、数値目標を更新。</p> <p>(注23) 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡以上のものを新築等する際に段差解消等のバリアフリー化を実施することとされている。</p> <p>(注24) 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号、令和3年4月1日施行)において、規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における園路及び広場のバリアフリー化率とした新たなバリアフリー整備目標が定められたことを踏まえ、数値目標を更新。</p> <p>(注25) 令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえ、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号、令和3年4月1日施行)において、新たなバリアフリー整備目標が定められたことを踏まえ、数値目標を更新。</p> <p>(注26) 最新の数値目標とは、数値算定方法が異なる。</p> <p>(注27) 鉄軌道駅については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定</p>			